

ご存じですか？ 在宅介護支援金

在宅介護をしている家族やご本人の経済的な負担軽減のために支援金を支給しています。（支給を受けるには申請が必要です。）

次の①～⑤の要件全てに当てはまる方に、

（1ヵ月あたり）

要介護3… 5,000円

要介護4… 7,000円

要介護5…10,000円 を支給いたします。

（毎月1日現在の介護度で算定）

※ただし、病院入院や施設入所、ショートステイの利用等で、在宅日数が15日未満となった月は支給されません。



- ① 袋井市内に住所がある方
- ② 要介護3，4，5に認定されてから6ヵ月以上経過している方を主に介護している同居で同一世帯の家族（一人世帯の場合は要介護者本人）
- ③ 申請日前6ヵ月間のうち、90日以上在宅介護している方（入院や入所、ショートステイの利用は在宅日数から引いて計算します。）
- ④ 本人及び同居家族が介護保険料を滞納していない方
- ⑤ 支給決定を受けた後、現況届（※）を提出し支給対象となる方

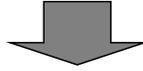
※現況届とは…支給月の前月に支給対象となる6ヵ月間の在宅状況を確認する用紙。

この用紙で1ヵ月あたり15日以上在宅であったことが確認された月の分が支給となります。

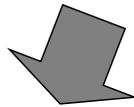
裏面の「申請から支給までの流れ」もご覧ください。

申請から支給までの流れ

① 同封の在宅介護支援金支給申請書とチェック表を提出（郵送可）

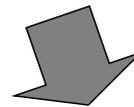


② 保険課介護保険係で支給対象となるか審査
（要介護3,4,5になってから6ヵ月以上経過、90日以上在宅、介護保険料の滞納なし等）



支給対象となった方へ…

③ 支給決定通知書が郵送されます。

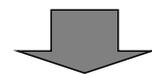


支給対象外の方へ…

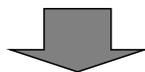
支給却下通知書が郵送されます。

※支給要件を満たしてから、再度、在宅介護支援金支給申請書を提出してください。

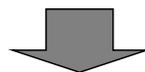
④ 支給対象となった方に、毎年7月、翌年1月頃に
保険課介護保険係から現況届の用紙が郵送されます。



⑤ 過去6ヵ月分（1月～6月分または7月～12月分）の
病院入院や施設入所、ショートステイの利用状況を
現況届に記入し、保険課介護保険係へ提出（郵送可）



⑥ 保険課介護保険係で現況届の内容を確認・審査し、支給金額を決定
（毎月1日現在の介護度で決定、1ヵ月のうち15日以上在宅等で支給）



⑦ 1～6月分をまとめて8月末に、7～12月分をまとめて翌年2月末に
介護者の口座へ振り込みます。
（支給されるのは、①の在宅介護支援金支給申請書を提出した月の分からです。）